

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則では、満載航海喫水において要求される操舵能力について規定されており、当該能力の確認は海上試運転時に行っている。しかしながら、ばら積貨物船や大型コンテナ船等においては、海上試運転における満載航海喫水の確保が難しい場合があることから、IMO は、そのような船舶が SOLAS 条約で要求される操舵能力を有することを確認するための代替の確認方法を統一解釈 MSC.1/Circ.1425 として定めており、本会は既に規則に取入れている。

その後、2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、統一解釈 MSC.1/Circ.1425 に規定される代替の確認方法に加えて、海上試運転の喫水状態における舵板の浸水部分の面積に対し、満載状態における舵力及びトルクを操舵装置に与えるような速力を計算し、その速力において試験を行う追加の代替確認方法を規定する SOLAS 条約第 II-1 章の一部改正が決議 MSC.365(93)として採択された。

今般、決議 MSC.365(93)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 操舵能力の代替確認方法として、試運転の喫水状態における舵板の浸水部分の面積に対し満載状態における舵力及びトルクを操舵装置に与えるような速力を計算し、その速力において試験を行う方法を追加した。
- (2) 操舵能力の代替確認方法が条約解釈である Circular から SOLAS 条約第 II-1 章に規定されたことに伴い、現行検査要領に規定されている代替確認方法を規則へ移設した。